

地域計画

策定年月日	令和 7年 3月 31日（公告日）
更新年月日	—
目標年度	令和16年度
市町村名 （市町村コード）	小野市 （ 28218 ）
地域名 （地域内農業集落名）	下東条地区 （ 中谷町 ・ 屋口、買野、豊地 ）

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	40 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	40 h a
② 田の面積	40 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	0 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	3 h a
（参考）区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	h a
（備考）	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載して下さい。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上備考欄にその旨記載して下さい。
5:（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めて下さい。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載して下さい。

(2) 地域農業の現状及び課題

・当地区は3つの最寄りから構成される地域であり、その農業者の7割が60歳以上となり、全て個人経営による営農が展開されている。農業者の経営規模別では、50 a 以下が6割、50 a 超から100 a 以下が3割、100 a 超が1割の比率となっている。主な作物は主食用水稻及び酒米山田錦であり、全体に占める作付比率は9割となる。この地域の農業用水は、最寄りが管理するため池であり水番制度がある。そのため維持管理は、地元住民で行うのが望ましい。 ・将来に向けた営農意向については、5割が「現状維持」を、3割が「規模縮小又は廃業」となっており、逆に「規模拡大」の者は皆無だった。地域全体における当面の営農の維持は期待できるものの、農用地の有効利用のためには、今後も引き続き、地域の耕作グループや認定農業者との連携により、農地の集約化や農地の有効利用への取組が必要とされる。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・現に地域で活躍する数人の耕作グループや各最寄りとの連携による集落営農組織の設置を検討するとともに、ため池の水系を活かした農用地の集積集約を図りながら、持続可能な営農維持のための体制を構築していく。 ・農業所得の向上の観点より、酒米山田錦の作付栽培を維持しながら、米から野菜等の他品目へ転換を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地バンクへの貸付制度を利用しながら、認定農業者、耕作グループなどの担い手への農地の集積・集約化を行う。農地の集約は担い手の農作業に支障がない範囲で進める。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	10 %	将来の目標とする集積率	35 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
営農担い手に集約する農地集団は2個所とし、その団地面積として平均7haを目指す。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（１）農用地の集積、集団化の取組
・基本的には町内の農業者間での農用地の集積集約を実施する。 ・農地の受け皿としては、地域の耕作グループや認定農業者のほか、営農組合を新たに設立し、組織的な農地の集積、集約化を進める。 ・当該受け皿となる農業担い手への集積率は30%以上を目指す。
（２）農地中間管理機構の活用方法
・農地中間管理事業の認知は低いが、今後は、同事業の有益性を評価し、農用地の集約集積のための主たる取組手法として活用する。
（３）基盤整備事業への取組
・すでに、地域内でのほ場整備は完了している。農地の集約化を図る観点より、ほ場の大区画化が期待されるが、山間部の地形にあることから、面的には施工エリアは限定なものとする。 ・用水路の管理や省力化、老朽化する農業設備の維持については、多面的機能支払交付金等を活用しながら、適切な管理を継続する。
（４）多様な経営体の確保・育成の取組
・地域内外から（できれば地域内）多様な農業経営者や新規就農者など、新たな地域農業の担い手人材を発掘し、地域で育成していく。市、県やＪＡと相談しながら、各種農業制度を利用し、実効性ある担い手育成の取組を行う。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・地域営農の作業効率化を図るため、必要に応じて、防除作業、田植え、収穫などの作業について、ＪＡや大型機械保有者への委託を活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害への対策として、侵入防止柵の設置だけでなく、当該設置柵の適切な維持管理を継続する。当該対策マニュアルを作成する。

③農作業の省力化や最適化を実現する技術及び設備を取り入れ、生産効率のよい、また、経験が少ない方でも適正レベルの農作業が可能となる営農に取り組む。

⑦所有者による管理を基本としながら、多面的機能直接支払交付金等を活用し適切な農地の維持管理を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認 農	認定農業者N	水稲	2.6 ha	－ ha	水稲	2.6 ha	－ ha	黄	
利用者	農業者 1	水稲	2.7 ha	－ ha	水稲	2.6 ha	－ ha	青	△0.1
利用者	農業者 2	水稲、大豆	4.2 ha	－ ha	水稲	6.2 ha	－ ha	緑	+2.0
利用者	農業者 3	水稲	2.4 ha	－ ha	水稲	2.4 ha	－ ha	橙	
利用者	農業者 4	水稲	1.5 ha	－ ha	水稲	1.5 ha	－ ha	紫	
利用者	農業者 5	水稲	1.5 ha	－ ha	水稲	1.5 ha	－ ha	赤ふち	
利用者	農業者 6	水稲	1.3 ha	－ ha	水稲	1.3 ha	－ ha	桃	
利用者	農業者 7	水稲	1.1 ha	－ ha	水稲	1.1 ha	－ ha	青ふち	
利用者	買野耕作グループ	水稲	0.0 ha	－ ha	水稲	0.7 ha	－ ha	赤丸	+0.7
利用者	上記以外の農業者	水稲、野菜	22.7 ha	－ ha	水稲	20.1 ha	－ ha	黒丸	△2.7 +0.1
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
計			40.0 ha	ha		40.0 ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(株) イズイ建設	水稲作業一式	水稲
2	(株) 兵庫みらいアグリサポート	田植、耕運、稲刈、防除	水稲
3	個人事業主 1	田植、耕運、稲刈	水稲

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。 必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。